

保護者の皆様

小平市立小平第一小学校  
校長 橋本 忠明

## 給食費の徴収について

日頃より、学校給食事業についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、給食再開に伴い、令和2年度の給食費の徴収を以下のとおりとさせていただきます。  
内容をご確認の上、給食費の引落としについてどうぞよろしく願いいたします。

## 1 令和2年度給食実施回数

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
12	15	2	20	22	19	18	13	18	17	156

## 2 年間徴収金額

	1食単価	回数	年間徴収金額 (単価×回数)
低学年	236円	156	36,816円
中学年	250円		39,000円
高学年	265円		41,340円

## 3 各月の徴収額

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
低学年	—	4,100	—	5,000	5,000	5,000	5,000	4,516	8,200	—
中学年	—	4,340	—	5,200	5,200	5,200	5,200	5,180	8,680	—
高学年	—	4,600	—	5,500	5,500	5,500	5,500	5,540	9,200	—

#### 4 引き落とし日

ご指定の口座から毎月7日に引き落とします（休日の場合は翌営業日）。

第一回目の引き落としは、7月7日（火）です。

引き落とし手数料各月10円は保護者負担となります。残高にご注意ください。

#### 5 督促

残高不足等で引き落としができなかった場合、未納のお知らせを児童に渡します。翌月の引き落とし日に一緒に引き落としますので、不足月数分の給食費（各月手数料10円含む）も合わせて入金してください。また、年度末になっても滞納している場合には、期日を指定し現金を持参していただきます。給食費は、全て給食の食材費に充てられます。光熱費、人件費等は公費で運営しています。給食費の滞納は給食食材の購入に影響を与えますので、未納にならないよう、ご協力をお願いいたします。

#### 6 返金

以下の通り、場合によって算出方法が異なります。原則的には、次の月の請求金額を減額するという方法で返金します。食物アレルギー関係については、年度末に返金します。

転出入の場合は、喫食回数と徴収額を比較し、その差額を追加徴収または減額となります。減額できない場合は、引き落としの有無を確認し、登録口座に振り込みます。その場合の手料は保護者負担となりますのでご了承ください。

○学校行事・・・あらかじめ校長が給食の中止を認めた場合、その日数分。

○欠席・・・給食停止の届け出のあった翌日から連続して4食以上欠食した場合、4給食目を初日として、中止した日数分。

○学級閉鎖・・・学級閉鎖の2日目から、給食を中止した回数分。

○食物アレルギー・・・年間を通して飲用乳を不食とする場合に、その費用に当たる分。

同月内に累計4食以上の不食が生じた場合に、1食単価×不食となった食数分。